

国民年金だより

お知らせ
インターネットで
ご自身の年金加入記録を
ご覧いただけます

インターネット(社会保険庁ホームページ)で、ご自身の年金加入記録(国民年金・厚生年金保険の納付・加入状況等)をいつでもご覧いただける「年金個人情報提供サービス」がご利用できます。ご利用にはあらかじめ設定したユーザーID・パスワードが必要です。

社会保険庁ホームページ

年金加入記録照会

年金見込額試算・

年金個人情報提供サービス

年金個人情報提供サービス

(トップページ)

ご利用登録

申し込み時に入力された情報と社会保険庁が基礎年金番号で管理する記録を突合し、本人確認ができた場合のみユーザーID・パスワードをご自宅に送付します。

【サービスご利用対象者】

国民年金の1号・3号被保険者及び厚生年金保険(船員保険を含む)の被保険者の方
※老齢を支給事由とする年金の受給権者及び国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済に加入中の方は本サービスの対象外となっております。ご了承ください。

【申込方法】

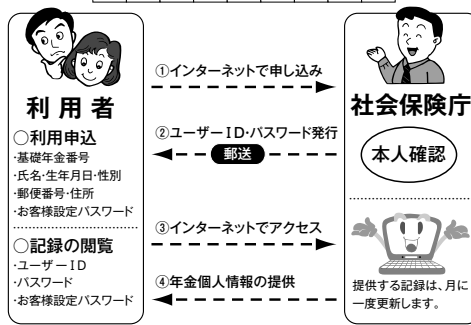
社会保険庁ホームページにて、閲覧に必要なユーザーID・パスワードの発行を申し込んでください。

【記録の閲覧】

社会保険庁から送付されたユーザーID・パスワードと、申し込み時に登録した「お客

様設定パスワード」を入力することにより、インターネットでご自身の年金加入記録をいつでもご覧いただけます。詳しくは社会保険庁ホームページをご覧ください。
<http://www.sia.go.jp>

ご利用手続きの流れ



お知らせ 休日・時間外の年金相談のお知らせ(8月)

○年金相談の受付時間延長
8月13日(月)は、県内4カ所の社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、毎週月曜日に年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日

8月11日(土)は、県内4カ所の社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないです。どうぞお気軽にご利用ください。

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

税務課から 住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置が創設されましたのでその内容についてお知らせします

高知西社会保険事務所

高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担額が30万円以上)を、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行った場合、翌年度分の固定資産税に限り、3分の1減額(床面積100㎡相当分までを限度)する特例措置が創設されました。要件は次のとおりです。

1 居住者要件
次のいずれかの者が居住する既存住宅

- 65歳以上の者
- 要介護認定又は要支援認定を受けている者
- 障害者

2 対象となるバリアフリー改修

- 廊下の拡幅
- 手すりの取り付け
- 階段の勾配緩和
- 床の段差の解消
- 浴室の改良

- 引き戸への取り替え
- トイレの改良
- 床の滑り止め化
- ただし、ホームエレベーターは対象外

3 申請の手続き

納税義務者の方は、改修後3か月以内に関係書類(工事内容が判る見積書、領収書、居住者要件の要介護認定、要支援認定を受けている場合及び障害者が居住している場合は確認できる介護保険証及び身体障害者手帳等)をご持参のうえ税務課、吾北・本川各総合支所住民課に申請してください。

詳しくは、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

☎ 893-1118